# 運　営　規　程

社会福祉法人　三輪会
通常規模型通所介護事業・総合事業国基準
デイサービスセンター光の園

## 第１章　事業の目的と運営の方針

第１条（事業の目的）

社会福祉法人三輪会が開設するデイサービスセンター光の園（以下、「事業者」という。）が行う指定通常規模型通所介護事業及び総合事業国基準（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下、「従業者」という。）が、要介護・要支援状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な通所介護（介護予防・総合事業含む）を提供することで、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

第２条（運営の方針）

事業者は、介護保険法の主旨に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、通所介護計画に基づいて、利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを支援します。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

３　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

４　事業者は、指定通所介護及び指定介護予防日常生活総合支援事業を提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第３条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

一　名　称　　デイサービスセンター光の園

二　所在地　　岐阜県岐阜市三輪７７６番地２

## 第２章　従業者の職種、員数及び職務の内容

第４条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

一　管理者　　１人（常勤）

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

二　看護職員　　１人以上

医師の指示に基づいた服薬管理、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所介護計画に基づく看護を行います。

三　生活相談員　　１人以上

利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

四　介護職員　　２人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

五　機能訓練指導員　１人以上

利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止を行います。

## 第３章　営業日及び営業時間と定員

第５条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

一　営業日　　月曜日から金曜日までとします。(毎週土・日曜日休み)但し、１２月３１日から１月３日は除く。

二　営業時間　　８時３０分から１７時３０分までとします。

ただし利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではありません。

三　サービス提供時間　　９時３０分から１６時４０分までとします。（送迎時間を除く）

第６条（利用者の定員）

事業所の利用定員数は２５人とします。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

## 第４章　設備及び備品等

第７条（食堂）

事業者は、利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

第８条（機能訓練室）

事業者は、利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第９条（相談室）

事業者は、利用者に対する通所介護に供するための相談室を設けます。

第 10 条（その他の設備）

事業者は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えます。

## 第５章　同意と契約

第 11 条（内容及び手続の説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第 12 条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

## 第６章　サービスの提供

第 13 条（通所介護の内容）

通所介護は、可能なかぎり居宅において日常生活を営むことができること及び家族の負担軽減を図　ることを支援します。

２　通所介護計画に基づき、入浴介助もしくは特別入浴介助を実施します。

３　通所介護計画に基づき、食事を提供します。

４　通所介護計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を行います。

５　通所介護計画に基づき、機能訓練、生活相談、レクリエーション、排泄の介助を行います。

第 14 条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、可能なかぎりその居宅において、要介護・要支援状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

２　サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内　容の確認を行います。

３　事業者は、サービスを提供するに当たって、その「通所介護計画」に基づき、漫然かつ画一的なも　のとならないよう、配慮して行います。

４　事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇　上必要な事項について利用しやすいように説明を行います。

５　事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するた　めに緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場　合には、身体的拘束の指針に従い、手続きをします。

６　事業者は、自らその定供するサービスの質の評価を行い、「通所介護計画」及び提供サービス内容　の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第 15 条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、岐阜市、関市、山県市とします。

第 16 条（利用料及びその他の費用）

通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

２　事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護に係る介護サービス費用基準額から事業者に支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

３　事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

４　事業者は、前２項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

一　通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎に要する費用

二　食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）　７００円／回

三　日用品費及び教養娯楽費　５０円／回

四　おむつ代　１５０円／枚

五　その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに　係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

５　サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第 17 条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

２　事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

## 第７章　留意事項

第 18 条（食事）

通所介護利用中の食事は、特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取して頂きます。

第 19 条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所に限ります。なお所定の場所以外は禁煙にご協力を頂きます。

第 20 条（飲酒）

通所介護利用中の飲酒は厳禁です。

第 21 条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第 22 条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

一　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二　けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

三　事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四　指定した場所以外で火気を用いること。

五　故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 23 条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知　します。

一　正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二　偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

## 第８章　従業者の服務規程と質の確保

第 24 条（従業者の服務規程）

事業者及び従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令　に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

一　利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

二　常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

三　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第 25 条（衛生管理）

従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

２　感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を１月に１回程度、定期的に開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修及び訓練を行い（年２回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。

３　前２号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に冠する手順」に沿った対応を行う。

第 26 条（従業者の質の確保）

事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために、必要なマニュアルを整備し、その研修の機会を確保します。

第 27 条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

２　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密

を　漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
３　事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ　文書により利用者の同意を得ることとします。
４　事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利　用目的を公表します。
５　事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

## 第９章　緊急時、非常時の対応

第 28 条（緊急時の対応）
　事業者及び従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び関係機関に連絡するなどの必要な措置を講じ、管理者に報告する事務を負います。
第 29 条（事故発生時の対応）
　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。
２　事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第 30 条（虐待防止対策）
　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
一　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの
　　と
　する。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
二　虐待防止のための指針の整備
三　虐待を防止するための定期的な研修の実施
四　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
２　事業者は、サービス提供中に、当該事業従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 31 条（非常災害対策）
　事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
２　非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年３回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

第 32 条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護及び指定介護予防日常生活総合支援サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第 10 章　その他

第 33 条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に　努めます。

第 34 条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

２　利用者に対するサービスの提供は、従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

３　事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第 35 条（記録の整備）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

２　事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存す　るものとします。

第 36 条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、別添苦情処理制度に従い、必要な措置を講じます。

２　事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員か　らの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を　得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

３　事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、岐阜県国民健康保険団体連合会の調査に　協力するとともに、岐阜県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、　必要な改善を行い報告します。

第 37 条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第 38 条（協力医療機関等）

事業者は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

２　事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第 39 条（モラル）

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 40 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づい　てい定めるものとします。

附　則　この規程は、平成１２年　４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成２４年　４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成２４年　５月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成２５年　６月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成２６年　２月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成２６年　４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成３０年　１月１日から施行する。
附　則　この規程は、令和　６年１０月１日から施行する。